The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	和刻本『聖諭廣訓』に関する再考
Author(s)	陶, 徳民
Citation	懐徳. 1988, 57, p. 57-74
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90697
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

和刻本『聖諭廣訓』に関する再考

陶　徳　民

本誌三十号（一九五九年）に、「聖諭廣訓に就いて」と題する狩野直喜氏の遺稿が掲載されている。それは一九二六年十一月六日に懐徳堂恒祭における氏の記念講演のノートである。一九二六年はちょうど懐徳堂が官許を受けて満二百年になるので、氏は、「温故知新の意味合を以て、本書（『聖諭廣訓』を指す――筆者）及び之れに関連して享保時代に於いて翻刻される六諭衍義の事に及び、儒学が庶民教育につき何如なる用をなしたかといふ事を述べ」られた。それ以来、早くも六十二年も立ったが、中井竹山がそれに序を書き与えた『聖諭廣訓』の和刻も二百周年を迎えようとしているのである。これを機会にして、筆者は『聖諭廣訓』和刻本の成立事情や竹山の序を再考してみたいと思う。

(一)

『聖諭廣訓』は、『六諭衍義』と同じように清代の中国から徳川時代の日本に伝わってきた教訓書である。もっとも、後者の『六諭衍義』は清代のものではなく、明末のものであった。一三九八（洪武三十一）年に、明の太祖が「教民榜文」を宣布したが、その中の一条は孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為という六つの教諭を含んでいる。明末の村学究范鋐は当時の口語でこれを平易に解説したが、その書物こそが『六諭衍義』であった。清朝になって、初代皇帝の世祖は前代の遺風を踏襲して、一六五二（順治九）年に、明の太祖の六諭を欽定としたため、それにともなって、范鋐の所撰も一時流行していた。ところで、日本に伝来

したのは、明版あるいは清版の原書ではなく、琉球国正議大夫程順則が一七〇八（康熙四十七、宝永五）年に福州の琉球館において自費で再版したものである。享保年間の官板『六論衍義』もこれを底本としたのである。(1)

八代将軍吉宗の文教政策の一環としての『六論衍義』の刊行は、近世後期の庶民教育に大きな影響を与えたようである。内藤耻叟の『江戸文学志略』によると、「此ノ時ノ風俗、書肆ニテ新ニ刊行スル書アレバ、人ヲシテ、其ノ外題ト、事ノ由トヲ高ク唱ヘテ、街衢ヲ行買ラシムルコトナルニ、此ノ六論衍義大意ノ和解ヲバ、京・大阪ノ書肆ニ、板木ヲ賜ハリヌレバ、イヅレモ其ノ人ヲ差発シテ、外題ト事ノ由ヲヨビデ、村々マデモ、売弘メシニ、家毎ニ之ヲ買求メテ、珍重セザルハナシ。又書商ナド之ヲ私ニ施印シテ、遠国辺陲マデモ、アマネク行渡リケレバ、風化ノ及ブ所、実ニ洪大ナルコトニアリシト云フ」(2)。また、同書の影響は、それが、寛政・文化・文政・天保・弘化・嘉永・安政・万延年間絶えず再版されて、庶民教育に使われたことからも伺えるのである。たとえば、一八〇六（文化三）年から十年間大阪東町奉行をつとめていた平賀信濃守貞愛が、「冊数多」い「六論衍義」を三郷町々の寺子屋師匠に配布した。(3)

『六論衍義』が、日本において長い間教訓書として使われていたのに対し、中国においては、それが早くも『康熙聖訓』とその注釈書によってとって替られた。一六七〇（康熙九）年に、清の聖祖が教育に関する十六条の上諭を頒布した。その内容は次の通りである。

敦孝弟以重人倫　篤宗族以昭雍睦
和郷党以息争訟　重農桑以足衣食
尚節倹以惜財用　隆学校以端士習
黜異端以崇正学　講法律以儆愚頑
明禮譲以厚風俗　務本業以定民志
訓子弟以禁非為　息誣告以全善良
誠匿逃以免株連　完銭糧以省催科
聯保甲以弭盗賊　解讐忿以重身命(4)

狩野直喜氏の研究によれば、この十六条は「六論と其意味は同じけれども、之に比して更らに精密である。」そして、「六論の方は一箇条四字づつになってゐるが、聖論の方は七字になってゐる。而して猶之れに就いて考察すれば、首の三字、即ち第一条につきていへば、敦孝弟が行の目的であって、以重人倫が其行の結果となってゐる」という。(5)

いわゆる『聖論廣訓』は、すなわち三代目の世宗が聖

祖の十六条上諭をそれぞれ六百字前後の文章で解釈したものである。その解釈の文章があわせて一万字であったため、それは「聖諭萬言訓」ともいう。一七二四（雍正二）年、同書が刊行され、世宗は序においてその主旨を次のように表明している。

朕纘承大統。臨御兆人、以聖祖之心為心。以聖祖之政為政。（中略）謹将上諭十六条。尋繹其義。推衍其文。共得萬言。名曰聖諭廣訓。旁徵遠引。往復周詳。意取顕明。語多直樸。無非奉先志。以啓後人。使群黎百姓。家喩而戸暁也。(6)

即位したばかりの世宗つまり雍正帝は、ここで「聖祖の心を以て心とし、聖祖の政を以て政と」し、聖祖つまり雄才大略のある康熙帝の治業を継承する決意を明らかにした。と同時に、簡潔で周密な「萬言」訓で聖祖の「上諭十六条」の意味を「後人」に伝え、「群黎百姓」に諭す意図を表明している。この『聖諭廣訓』は、当時はいうまでもなく、「清末光緒年間に及んでもなお広く行はれ、古制に則って毎月朔日十五日の二日にその講読会を開くといふやうな風習を続けられて来た」(7)。また、その内容は初級の科挙試験にも入れられた模様であった。

大庭脩氏『江戸時代における唐船持渡書の研究』によれば、清朝を通じて教育勅語とされてきたこの『聖諭廣訓』は早くも一七二六（雍正四、享保十一）年に日本に運ばれてきた(8)。それは同書が出版されてわずか二年後のことであった。いいかえれば、官板『六諭衍義大意』が出て四年後のことであって、懐徳堂が官許の認可を得たその年のことであった。

しかし、『聖諭廣訓』の日本上陸が早かったにもかかわらず、その和刻が実現されたのは六十余年も後のことであって、しかも「官板」としてではなく、「民板」として出されたのである。二冊四十四葉のものであったが、その扉にはつぎのような賛辞が記されている。

大清康熙皇帝ノ上諭十六条ヲ雍正ノ時其文ヲ推衍シ共ニ一萬言以テ百姓兆民ニ喩ス綱常名教其意顕明其語直樸実ニ萬世不易ノ金言ナリ(9)

これは明らかに前掲の雍正帝「聖諭廣訓序」における文章にもとづいて書かれたものである。この和刻本の成立の経緯について、狩野直喜氏が一九二六になされた懐徳堂記念講演の中で次のように述べておられる。

懐徳書院が幕府の允許を得て、大阪に建置されし享保十一年を距る事凡そ六十三年後、即ち天明八年に、聖諭廣訓の一書、大阪の書林に翻刻され（た）。

本書の扉に、星文堂、小雅堂梓行とあり、「慶長以来書賈集覧」によれば、共に大阪高麗橋一丁目にありし書林なりといふ。

而して当時書院の教授たりし中井竹山先生之れに序し、其書が風を移し俗を易ふる上に於て力あるべきを述べ、甚だ之を喜ばれたりし事其序に見ゆ。又序によれば此書の翻刻につきては、大阪の賈人刻費を捐て、又其事に関しては曽谷学川と申して、当時篆刻家として知られ、又学問も可なりありし人が肝煎をなし、序文の依頼亦此人を介したりし由見ゆ。竹山先生は全く翻刻には相談を受けず、唯序文のみを書与へられしか、将亦翻刻に就きて、右の賈人に勧告でもされしか、其辺の処は分り兼ぬるが、兎も角此書の翻刻に就きては、非常に同情と興味を有せられしやうに思はる。(10)

これは『聖諭廣訓』の和刻についての実に要領よい論述である。しかし、氏の講演は数十年前になされたもので あり、その後、『享保以後出版書籍目録』の刊行や『慶長以来書賈集覧』の増訂やその他の関連研究の進みにつれて、本書の成立事情が一層明らかになった。ここでは、上記の書物とその他の資料をつきあわせて、氏の所論を補足説明したいと思う。

まず、本書の成立年代について、狩野氏は「天明八年」といい、魚返善雄氏も「天明八年」という。また長沢規矩也氏『和刻本漢籍分類目録』にも「天明八刊」と記されている。(11)その根拠として二つあるように考えられる。一つは、『享保以後出版書籍目録』に本書の出願年月が「天明八年八月」と出ているから。(12)もう一つは、同書の刊記が「天明八年戊申秋八月官許印行」となっているから。しかし、官許を得たことは必ずしも直ちにこれを印行に付することを意味しているとは限らないであろう。『東洋文庫所蔵漢籍分類目録』は同書の刊記に従わずに、その出版年代を「天明九年」と決めている。(13)筆者はむしろこの判断に賛意を表したい。というのは、中井竹山の「刻聖諭廣訓序」が「天明八年戊申季冬」に書かれ、また「岡山処士菱賓」すなわち菱川岡山の「跋」が「天明己酉孟春之日」に記されたからである。(14)「戊申季冬」とは、天明八年十二月であり、「己酉孟春」とは天明九年正月であって、ともに寛政改元がおこなわれた正月二十五日以前のことであるため、本書が序・跋のそろった形になったのは、天明九年のことに違いない。因みに、中井竹山の自筆による懐徳堂『学校公務記録』には

第七〇項「新刻の聖諭廣訓を三侯に献ず」という記事がある。その詳細は次の通りである。

(己酉三月) 同月、新刻の聖諭廣訓一部、越中公へ献上、一部は相摸侯へ献上、一部は豊前侯へ献上致候、右は舊冬書林共の内にて翻刻序文頼来り致置候所、此節出来に付右の通り也、[15]

つまり、本書ができ次第、竹山はこれをもって松平定信らに献上した。これによれば、その発行は「己酉三月」つまり寛政元年三月のことであった。序・跋がそろった後、二ヵ月経って出たので、その間は印刷や製本の所要時間であろう。

つぎに、本書成立の背景について考察する。狩野氏は、竹山が本書の和刻について大阪の「賈人に勧告でもされしか」とも推測しているようである。しかし、現存の資料からみれば、そのような可能性は乏しい。たとえば、上記の『学校公務記録』において、竹山はただ「舊冬書林共の内にて翻刻序文頼来り致置候」としか言及しなかった。また、「刻聖諭廣訓序」において、「今閭閻細人。而従事於斯挙。亦隆治之化使然耳。予皆深有感焉。遂序而授之」[16]と、自分の驚喜の心情を述べている。もし本書の和刻は竹山の勧告にもとづいてされたならば、その叙述はきっと別様になったであろう。

実は、菱川岡山の跋文が本書成立の背景をよく伝えていると言ってよい。

文字之関乎世教、豈必富麗与典雅哉、唯顧其用無用何如耳、夫錦綉之貴於布帛、識者慨之、誠使黄金同價泥土、則世寧有匪彜之民也、予閲斯篇、其言則孝弟仁義、其文則布帛菽粟、又何羨彼錦綉之為耶、邇年梅鼎易調、奎壁革光、故書賈之謀利、猶多渉於有用、則文字之関乎世教、於是也大矣、[17]

菱川岡山は当時の大阪城代堀田侯に仕えた儒臣であったので、「文字」つまり書物は、「世教」すなわち世間の教化に有益なものでなければならないと主張したわけである。この論述の前半は、実は田沼時代の書物の多くが「富麗」、「典雅」ではあったが、「無用」な長物にすぎなかったという批判文であるように思われる。そして、松平定信の入閣につれて、「邇年」つまり近年、「梅鼎易調、奎壁革光」、新しい気運が熟した。ゆえに、「書賈」の儲け口もまた「世教に関わる」「有用」な書物に転じた。『聖諭廣訓』の和刻はこのような動きの端的表現であった。

小雅堂と星文堂はともに大阪高麗橋一丁目にあった書

賈である。前者は宝暦年間から弘化年間まで活躍していたのに対し、後者は天和から天保までの長い間存続していた。(18) 和刻のことはおよそこの二軒の書肆の意思によったが、そのほか、和刻に荷担した書賈がまたあるかどうかは現時点ではまだ判明できない。ただ、書賈でない曽谷学川がこの一件の主役であったことは確かな事実である。曽谷氏（一七三八―一七九七）、名は子唯、字は応聖、通称は忠介、別に学川、読騒居士、曼陀羅居などの数号がある。京都の人であって、篆刻を高芙蓉に学んだ。後大阪に移住し、詩文を片山北海に教わった。『印籍考』、『浪華郷友録』など多数の編撰があり、当時の一名士であった。(19) 彼は『聖諭廣訓』の和刻にあたって、本文の訓点・校正を担当し、また、序・跋のことを自ら竹山・岡山に依頼した。(20) 同じく混沌社のメンバーであるものの、詩友の曽谷に対する菱川岡山の評価はあまり高くなかったようである。

　曽君与予有舊、其人風流雅尚未嘗問世之紛紜、彫蟲自分、如将終身者。(21)

つまり、彼は以前曽谷を「彫蟲」小技を嗜み、世道人倫に一向に無関心な「風流」雅士と見なしていた。しかし、「孝弟仁義」、「布帛菽粟」を強調した『聖諭廣訓』の和刻に対する曽谷の熱意は、彼の先入観を変えた。

　然今次之挙、応聖首有力焉、蓋亦有意於斯民者也、人固不可皮相哉。(22)

ここでは、菱川岡山は本書の和刻における曽谷の役割を肯定しているだけでなく、その経世的意向にも好評を与えているのである。

(二)

菱川岡山の跋文と比べて、中井竹山の序文は一層高い視点と広い視野で『聖諭廣訓』の和刻を評価している。前述にも二、三ふれたが、行論上、ここではその全文を紹介することにしたい。

　刻聖諭廣訓序

　府人或翻刻聖諭廣訓。价曽応聖請序於予。予危坐正襟曰。於戯海外康熙雍正間。體信達順之德。務本敦実之道。殆乎出於漢唐令主之右。其論条十六。訓言一萬。切近懇到。寔為提耳之誨焉。吾邦享保年。維新之業。乃有六諭衍義之官刻。申布以大意之撰。為得大舜取於人以為善之意。今也国家。克繩祖武。廟堂有人。海内歌之。則民間斯刻。亦為能承徳意者。前日二書之譯言国字。皆便乎盲俗。今日文教滋振。

則斯編正文。俗間亦往々誦読通暁焉。是皆家告戸喩者。可以助風化也。当初韃虁。年暦既相接近。今我天明。与彼乾隆。治教又相輝映。豈不美乎哉。彼匪冠裳之類。我匪赤県之区。而其致隆治。則同有三代之遺。豈不奇乎哉。今閭閻細人。而従事於斯挙。亦隆治之化使然耳。予皆深有感焉。遂序而授之。

天明八年戊申季冬

大阪府懐徳書院教授竹山居士中井積善撰弁書(23)

この序において、竹山はよく対比の手法で当代の時勢を論じている。一つは、清代と徳川時代との対比である。まず、「海外康熙雍正間」と「吾邦享保年」とが対比される。康熙から雍正への改元は一七二三年に行なわれたが、先述のように、その翌年、康熙帝の上諭十六条に対する雍正帝の萬言訓が宣布された。一方、一七二二(享保七)年に、将軍吉宗の旨意にもとづく『六諭衍義』の官刻や室鳩巣の「大意」作成が、日本で行なわれた。日中両国は、期せずして同じく治教に大いに力を入れたのである。そして、「今我天明」と「彼乾隆」とが対比される。「今我天明」とは、明らかに天明六年に田沼意次が老中を退任するまでの時期を指すのではなく、天明七年に松平定信が老中になってからの時期を指すのである。いわゆる「廟堂に人有り、海内之れを歌ふ」とは、松平定信への賛辞に違いない。事実上、天明八年の年末にこの序を書いた竹山は、同年の始めにすでに元旦試筆の詩で松平定信に褒詞を捧げた。

天明八年王正月。日暖風恬物候新。仄聴親藩労閤務。争伝賢相戒軺巡。民歌宿弊蠲除日。世快群姦廃黜頻。河嶽朝来分外麗。便知萬国太平春。(24)

ここでは、竹山は松平定信を「賢相」と称えたが、翌年の「草茅危言序」においては、さらに後者を殷の湯王の相伊尹や周の武王・成王の相周公旦のような良相と擬定した。

至於近歳、世道一変、白川侯源公、以国之懿親而賢明抜萃也、受殊遇当鈞軸、以修伊周之業、則不仁者遠矣、治教之休、四海風動、以啓言路、達下情、實為挽古罕比、初也求言有録、後也求龍有説、意亦其勤矣、不図身未先朝露、而遇斯盛世也、且也、客歳戊申、公巡畿邦、繆録愚虚名、辱翅車之招、忘勢下士之孚、藹然盈座、垂間亹々、更僕而後罷(25)

これによって、松平定信の知遇を得た竹山の感激の心境がうかがわれるが、問題は、同じく定信と会見した後に書いた「刻聖諭廣訓序」は、なぜこの序にあるような明

快な褒詞をとらないで、「廟堂に人有り」というような含蓄の表現をとったのだろうか。恐らく「刻聖諭廣訓序」を書いた当時、竹山は同書の公刊を予想し、定信に対する公然たる絶賛を遠慮したのであろう。

序において竹山が行なったいま一つの対比は、清代中国・徳川時代の日本と古代中国との対比である。彼は、康熙帝・雍正帝の治教は、「殆ど漢唐令主の右に出づ」と断定した。また、享保「維新の業」の一つとしての「六諭衍義の官刻」と大意の配布は「大舜」の治教の「意」思を得ていると評価した。さらに、当時の日中両国は「同じく三代の遺有り」と賛美している。

このように当代の時勢を位置づけたので、『聖諭廣訓』の和刻に対する竹山の批評は菱川岡山のそれとは、着眼点が自ら違ってくるのである。彼は、「今」の「国家」が治教をつとめているから「民間斯の刻」がはじめて可能となり、逆にいえば、この一件は民がよく国家の「徳意を承くる」ことを示している、と考えている。そして、民間が「斯の挙に従事す」る前提はその教養が高くなり、「斯の編（『聖諭廣訓』を指す——筆者）の正文、俗間亦た往々として誦読し通暁す」ることにあると指摘し、また、それは享保以来「文教滋振す」る結果であるともされている。つまり、『聖諭廣訓』が和刻の運びとなったのは、すべて国家の「隆治の化然らしむる」ことであった、と彼は見ているわけである。

竹山の当代時勢論でとくに注目すべきものは、その享保維新観である。「刻聖諭廣訓序」においては、所論の関係上、「維新の業」への言及が「六諭衍義の官刻」と「大意之撰」の「申布」に止まったが、翌年の「草茅危言序」ではさらに懐徳堂の官許にもふれている。

　蓋国家創業之隆、守成之美、以崇儒術、修文教、実卓越于前古、延及享保中興、深仁厚澤、以陶鎔一世、猗与亦盛矣、時以徳意特命吾先父、設庠黌于大坂、用牖後民、到于今六十有余年、愚也守先父之職、雖頽鈍迂戻乎、蚤歳読書講道、竊与有聞焉、乃欽仰盛業、於其風猷制度也、[26]

ここでは、竹山は、「享保中興」の「盛業」や吉宗の「風猷制度」に対する感服の気持を余すところなく表わした。また、同書巻之一の「国家制度の事」項において、次のように松平老中に献言した。

　今日は享保中興の余烈を受給ひ、大有為の時にして大有為の人とませば、其施為の易きは屋上建瓴の勢とも云べく、実に千載の一時なるべし。[27]

つまり、竹山は、享保改革の影響がまだ残っているうちに改革を断行すれば、功を奏しやすいと考えていたわけである。

しかし、よく考えてみると、「刻聖諭廣訓序」の作成は、松平の老中就任の一年半後のことで、『草茅危言』の作成はさらに二年半後のことであり、その間両者が面会することもあったので、竹山の享保維新・中興論は、その独自の提唱というよりも、むしろ松平の「享保之古に復したき」施政方針への呼応といった方がよいのではないかと思われる。天明七年に、松平定信が老中に就任した直後、すでに享保復古の意思を表明した。以後、その所論においても度々これを強調した。大坂での引見のとき、竹山の記録によれば、「此方学術立方の義」、「其外経義等彼是、又は京大阪諸儒の御沙汰、其外世事民間の事、諸国諸侯御風儀の事、古今書籍の義、長崎の事」[28]などについて話を交わされたそうである。その間、たぶん享保のことにも言及されたであろう。いずれにしても、竹山の所論は松平老中の意向を了解した上で展開されたものに違いない。いうまでもなく、それは単なる迎合ではなく、前述のように、老中の政見に対する強い共感と歴史に対する深い識見によるものである。

(三)

和刻本『聖諭廣訓』の成立事情と竹山の序の主旨については上述の通りである。つぎに、当時における本書の影響について考えてみたいと思う。まず注目すべきことは『聖諭廣訓』と『草茅危言』との関係である。先にもふれたように、竹山の序は天明八年十二月に作成されたものである。竹山の『学校公務記録』から、それは『草茅危言』下巻ができた翌月のことだと推定できる。

> 国家の義兼て存寄候て、草茅危言と申一書撰述致し度、年来心懸居候所、今般白川侯御内命にて追々存寄候申上候様との御事故、七月以来存立、先差向候大阪の義を下巻に認可申存念にて、此義当用の事故、先下巻より草成致し、十一月出来立、吉田、大津多の両士へ向差出し、上巻は来春に至り速々成書に及可申旨申遣候所、早速御聞に達候旨申来候[29]

つまり、白河楽翁の内命を受けた竹山はまず大坂関係の建言を「下巻」としてまとめ、それから、「上巻」に取り組むことにした。また、上巻の作成は「来春」と予定されていたが、実際のできあがりは、「草茅危言序」によれば、翌年の冬になったらしい。[30]竹山は序のことを頼

まれた時はもちろん、和刻本が出たあとも、その『聖論廣訓』を読んだに違いない。とすれば、それが『草茅危言』上巻に影響を及ぼした可能性は十分あると思われる。(31)

また、前述のように、寛政元年三月、新刻の『聖論廣訓』ができた直後、竹山はそれをもって松平老中に献上した。ゆえに、『聖論廣訓』は直接幕政に影響したかもしれないと推測される。

狩野氏は、『六諭衍義』は「書を読まぬ階級即ち理屈などの分らぬものに対し、彼に最必要なる実践道徳の目を指示したるもの」であるのに対し、『聖論廣訓』は民衆だけではなく、読書人をもその教訓の対象としたもので、中には「隆学校以端士習」といった「国家のやる事」も含まれている、と指摘しておられる。(32)考えてみれば、『聖論廣訓』がこのような性格を有しているからこそ、竹山はこれをもって白河楽翁に献上し、その施政の参考に提供したのであろう。

一方、松平定信が天明八年四月に書いた『政語』に示しているように、彼は『聖論廣訓』が和刻される前に、すでに政教の大本十三則を決め、(33)しかもその内容の多くをそれと同じくしたのである。たとえば、孝徳・倹素・農桑・風俗改善などの強調について、両者が完全に一致している。しかし、清の皇帝も同様な政見をもっていると知ったことは、改革を推進・励行している松平定信らにとってやはり有意義なことであるに違いない。実際『聖論廣訓』には、「隆学校以端士習」、「黜異端以崇正学」、「講法律以儆愚頑」、「務本業以定民志」、「完銭糧以省催科」などの参考に値する項目も含まれているのである。たとえば、「黜異端以崇正学」に関する訓釈はつぎのようになっている。

朕惟欲厚風俗、先正人心、欲正人心、先端学術、夫人受天地之中以生、惟此倫常、日用之道、為智愚之所共由、（中略）聖功王道、悉本正学、至於非聖之書、不経之典、驚世駭俗、紛紛籍籍、起而為民物之蠹者、皆為異端、所宜屏絶、（中略）擯斥異端、直如盗賊水火、水火盗賊害止及身、異端之害、及人心、心之本体、有正無邪、苟有主持、自然不惑（下略）(34)

ここにいう「異端」とは、「釈氏之教」つまり仏教、「老氏之教」つまり道教、「白蓮」教、「西洋教宗天主」つまり天主教などを指すのである。これらの異端と対置させている「正学」は、いうまでもなく「朱子学」

であった。紙幅の都合で、これについての紹介は省略する。ここに明らかにされているのは、「端学術」すなわち「黜異学以崇正学」は、「正人心」、「厚風俗」の先決条件だということである。いわゆる「寛政異学の禁」はこの『聖論廣訓』が和刻・献上された翌年に行われたので、後者が前者に対してどのような影響を与えたかは、興味深い問題である。

為政者のほか、一般民衆にはこの書物はどのような影響があったのであろうか。和刻本『聖論廣訓』の板記には、つぎの予告がある。

聖論廣訓国字解　全三冊追刊
聖論廣訓大意ひらかな　全二冊追刊(35)

魚返善雄氏によれば、それらはたしかに刊行され、また「国字解本は琉球あたりまで運ばれて利用された形跡がある」そうである。(36)しかし、長沢規矩也『和刻本漢籍分類目録』や『国書総目録』などにはそれに関する記載がなく、また東京、京都、大阪の若干主要図書館の蔵書目録にも記されていないようである。筆者の調査では、和刻本『聖論廣訓』そのものも東洋文庫など極少数の図書館にしか残されていないようである。たぶんいずれも初版の部数が少なく、また再版もされなかったのではないかと推測される。

『聖論廣訓』が『六論衍義』ほど広く一般に読まれなかった主な原因は幕府がこれを宣伝しなかったためだが、ほかにその文章自体にも問題があるように思われる。まず、その中のいくつかの箇条が明らかに日本の社会情況への適合性をもっていないと指摘できる。たとえば、「篤宗族以昭雍睦」、「和郷党以息争訟」、「聯保甲以弭盗賊」などでは、宗族・郷党・保甲といった概念を用いているが、それらは中国の社会や伝統の所産であるため、翻訳することさえ大変困難であり、まして一般庶民に理解させることは無理であろう。そして『聖論廣訓』の箇条または解釈の文章も『六論衍義』以上に難解である。内藤耻叟は『六論衍義』の和解の分かりやすさについてつぎのように語っている。

徳川氏ノ心ヲ明倫ニ用キシハ、東照公以来年久シキコトナレバ、高札又ハ触書申渡シ等ニテ、人民ノ風俗ヲ正シ戒メラレタルコトハ、少ナカラザレドモ、未能其ノ道理ヲ親切ニ暁諭セシメタルモノハアラズ。且其ノ文句モ、簡短ニシテ、俗耳ニ染ミガタキモノ多カリシニ、此ノ六論ノ和解ニ至リテハ、専山野ノ童孺ニモ、暁リ易カランコトヲ謀リテ、平易ニ

作リタル者ナレバ、之ヲ読ムモノ、、感動スルコトモ格別ニシテ、大ニ風化ノ益トモナリシナリ、是ヨリ〆、遐方ノ人民マデモ、深ク道理ノ重ズベキヲ知リ、マスマス忠孝貞節ノ行ヲ貴ブ如クニナリタルハ、太平ヲ維持シ、民心ヲ安撫スル方術ニ於テハ、実ニコヨナキ上策ト云フベシ。（有徳）公ノ文ニ資シテ、以テ治ヲ助ルコト、此事尤功効アリ。[37]

『六諭衍義』は、もともと明末の白話（口語）で書かれたものであり、荻生徂徠の訓点と室鳩巣の和解を経て、一層明解の文章となった。これに比べて、『聖諭廣訓』は、十六条上諭はもちろん訓釈もまた文言で書かれ、訓点や和解がはたしてどれほどその難しさを解消したか、疑問に思われる。その読者層の狭いことは、いわば当然のことであろう。

(四)

『聖諭廣訓』の和刻や和解は、『六諭衍義』のそれと同じように、江戸時代における中国の教訓書の受容の代表的事例である。しかし、それらは中国の「教育勅語」であっただけに、大義名分を重んじる儒者たちがこれを受け入れる姿勢も慎重的であった。たとえば、『六諭衍義』の官刻については、荻生徂徠は最初はむしろ反対の態度を取った。彼は民間で上梓するならばともかく、官板として印行するというに至っては、国体の面目からしても甚だ面白くなく、我国も琉球と同様に清朝皇帝の聖諭を服膺する属国視される危険性がある、と考えていたのである。[38]また、『聖諭廣訓』に関しては、その和刻本が出た直後、竹山の序も問題とされたのである。非難者は当時二十九歳の「少年気盛」の儒学者猪飼敬所であった。

猪飼敬所（一七六一―一八四五）、名は彦博、字は希文、敬所はその号である。京都の人。手島堵庵に心学、巌垣龍渓に儒学を学んだ。また、三回も懐徳堂を尋ね、竹山に教えを乞うたことがある。これについて、かれは一七八九（寛政元）年八月十日に竹山あての批判書に次のように述べている。

嚮経大坂、三詣貴居、観望儀型、先生不棄其鄙劣、談経論文、諄々不倦、然以四方投刺日紛紜、故僅認僕面、未記僕姓名、其交之浅、殆乎同行道之人、[39]

これによって、敬所は、竹山の丁寧な教えには感謝しながらも、竹山が自分の名前さえ覚えてくれなかったことについては不満を抱いたことが分かる。意気軒昂の荻生

徂徠が三十八歳のとき、仁斎が返事してくれなかったため怒ったことを想起させられて、面白く思われる。同批判書においては、敬所はまず竹山の「刻聖諭廣訓序」という題には「直称聖諭」の称呼問題があって、「天無二日、国無二尊」という「古今之通義」に違反している、と指摘した。つまり、竹山が中国の皇帝を尊戴していると攻撃したわけである。これに対して、竹山は自分の立場から猛反発したが、紙幅の関係上、この点に深く立ち入らない。ここでは、本稿の主題に関連する「享保維新」観をめぐる竹山・敬所の論争をとりあげてみたいと思う。竹山に対する敬所の批判は次の通りである。

維新之業、乃有六諭衍意之官刻

愚按、維新二字、下得不当、且此一句尤覚糊塗、嘗聞東照公之創業也、以孝弟敦睦、論於海内、掲榜文于通衢、以観万民、永為世典、邦俗謂之御高札、蓋文昌公（有徳院の誤りである。竹山が反論するとき、この点を嘲笑した――筆者）之斯挙、亦以廣祖訓者也、今也不称焉、不亦一大欠事乎、如高筆則畢竟治教之美、専帰於彼矣、請加三思、(40)

これに対して、竹山はまず、「維新ノ本語」の意味から説きだし、「享保維新」という命題には語弊がなかったと強調している。

維新ノ字、何ユヘ当ラヌニヤ、維新ノ本語ハ、武王革命ノ時ヲ指ニ非ズ、文王三分服事ノ時ヲイフ也、周ハ舊邦ナレドモ、文王ニ至リ見カハス如クナリタレバ、是ヲ舊邦維新ト云ナリ、御当家元禄正徳ノ間ニ国勢アシクナリユキシヲ、享保中興ニテ見カハス如クニナリタルハ、舊邦維新ニ非ヤ、ソレヲ当ラヌトハ、何ニ当ラヌコトニヤ、(41)

そして、家康の御高札にふれずに、「治教の美」を専ら吉宗に帰したという猪飼の非難について、つぎのように反駁する。

廣訓ハ彼邦ニテ官刻ノ民間ニ布タルモノナリ、我邦ニテ民間ノ暁シニナルベキ書ヲ官刻〆布タルハ、六諭衍義ヲ始メトス、能類シタルコトユヘ、是ヲ引タル也、始祖ノ御高札ハ切実ナル有難キ事ナレドモ、是ハ先王ノ教令ヲ象魏（宮城の門――筆者）ニ掲ルノ類ニテ、刻〆民間ニ布トハ事体同ジカラズ、何故ニコ、ニ引ベキヤ、六喩ノ官刻ハ（中略）御高札ナドノ祖訓ノ美意ヲ廣ムルナドトハ云ベケレドモ、高札ノ文ヲ敷衍〆刻セラレタルニ非レバ、直チニ祖訓ヲ廣ムルトハ云ベカラズ、（中略）治教ノ美ヲ専帰

スルト駁セラルルトモ、ココハ官刻ノ一事ノ美ヲ云ナリ、泛ネク治教ヲ云コトニ非ズ、国初ノ治教ハ、固ヨリ美ナルコトナレトモ、何モココニ入用ナシ、又コノ美ヲ専ニ享保ニ帰シタル覚ヘモナシ、幸ニ序文ヲ覆視アラレヨ、又彼邦ニテモ国初順治ノ治教、モトヨリ美ナルコトナレトモ、民間ノ喩条ハ康煕ニ始マリ、ソレヲ廣メタル萬言喩ナルユヘ、ソノ序文ニモ本文ニモ、順治ノ祖訓ニ及ビタルコト露モ見ヘズ、是モ一大欠事トセラルルニヤ、又治教ノ美ヲ専康煕ニ帰シタルハ、三思ヲ加ヘザルモノトセラレンヤ、恐クハアマリニ事体ニ悖キコトナルベシ[42]、

つまり、竹山は『六論衍義』の官刻は広義では御高札の設置に示されている家康の治教重視の精神に対する吉宗の継承と認めながらも、畢竟一方はただの掲示であり、他方は訓点・翻訳・解釈を施し、さらに印刷して民間に配布した書物であったため、「事体同ジカラズ」と指摘している。しかも、『六論衍義』の官刻への言及は『聖論廣訓』と類比する場合にしたため、行論上、家康の治教にふれる必要はなかった、と自己弁解している。にもかかわらず、竹山が吉宗の文教政策や業績に対して家康のそれよりも一段と高い評価を与えていることは、おそらく否認できない事実であろう。

もっとも、この評価は間違ってはいないが、ここで考えるべきなのは、あれだけ高名な竹山が、なぜこのように自分の所論を詳しく弁解せねばならなかったか、ということである。最盛期にあった竹山は、敬所の「吹毛求疵」を不興に思ったのはいうまでもないが、やはり「称呼」といった問題は、当代の政治にかかわる敏感な問題であるため、釈明せねばならなかったのだろう。

事実上、敬所の所論は当時において決して孤立的な現象ではない。先にもふれた菱川岡山は、その前年つまり天明八年に『正名緒言』を書いた。藤田幽谷は寛政三年に『正名論』を著し、敬所自身も同七年に『操觚正名』を作成した。なお、「寛政三博士」の一人である尾藤二洲は、同十二年に『称謂私言』を書いた。ゆえに、当時の正学論の提唱や後期水戸学・国学の展開にともなって、「正名」論がさかんに唱えられていたのは、思想界の一潮流といってもよい。これについては、すでに尾藤正英、頼祺一、梅沢秀夫、辻本雅史、高橋章則諸氏の研究があるので、参照されたい[43]。また、同論争が寛政初頭に行われたものであるから、吉宗の「享保維新」をめぐる見解の相違は、実は松平定信の改革に対する両者の姿

勢の差異を反映しているとも考えられる。これらについては、今後の研究課題としたい。

註

(1) 中村忠行「儒者の姿勢―『六論衍義』をめぐる徂徠・鳩巣の対立」(『天理大学学報』七十八輯、一九七二年)、二三〇―二三二頁。
(2) 同書第九「有徳公資文ノ事」。
(3) 乙竹岩造『日本庶民教育史』上巻(目黒書店、一九二九年)、七八二頁。
(4) 東洋文庫所蔵『聖諭廣訓』上冊(星文堂・小雅堂、「天明八年戊申秋八月官許印行」)。
(5) 狩野直喜「聖諭廣訓に就いて」(『懐徳』三十号)、六頁。
(6) 同註(4)。
(7) 魚返善雄編『漢文華語康熙皇帝遺訓』(大阪屋号書店、一九四三年)編者跋、二―三頁。
(8) 同書、七三五頁。
(9) 同註(4)。
(10) 同註(5)、一―二頁。
(11) 狩野説は同註(5)、魚返説は同註(7)、五頁、長沢説は同目録(汲古書院、一九七六年)、九十頁。
(12) 同書(清文堂、一九六四年復刻)、一三五頁。
(13) 同書(一九八六年)史部、三九一頁。
(14) 同註(4)。跋のない版本もあるかもしれないが、いままで筆者の見た資料や原書によればそれがないようである。
(15) 『懐徳堂旧記』之二、三九頁。
(16) 同註(4)。
(17) 同註(4)。
(18) 『増訂慶長以来書買集覧』(高尾書店、一九七〇年)増訂部、七九、八七頁。
(19) 石田成太郎『大阪人物誌正篇』(武井一雄発行、一九七四年)、四二一―二頁。
(20) 『享保以来出版書籍目録』、同註(12)。なお、水田紀久「『浪華郷友録』の編著者」(同『近世浪華学芸史談』所収)における住吉大社御文庫蔵『曼陀羅稿』書込みの影写部分を参照されたい。
(21) 同註(4)。
(22) 同註(4)。
(23) 同注(4)。
(24) 徳富猪一郎『近世日本国民史・松平定信時代』(民友社、一九二七年)、一一七頁。
(25) 『日本経済大典』二十三巻、三一五頁。
(26) 同註(25)。
(27) 同註(25)、三四六頁。
(28) 同註(15)、三四―三五頁。
(29) 同註(15)、三七―三八頁。
(30) 同註(25)、三一六頁。序の日付は「寛政紀元己酉之

冬」となっている。

(31) 現刊の『草茅危言』は十巻構成である。上・下二巻の分け方にしたがえば、十巻のうち何巻までが上巻で、また何巻から下巻になるかは筆者には不明である。

(32) 同註(5)、四頁、十二―十三頁、八頁。

(33) 渋沢栄一『楽翁公伝』(岩波書店、一九三七年)、一一八―九頁。

(34) 同註(4)、一六―一八丁。

(35) 同註(4)。

(36) 同註(7)、六頁。

(37) 同註(2)。

(38) 同註(1)、二三二頁。

(39) 国立国会図書館所蔵「竹山先生答猪飼脩蔵書」。猪飼の手紙の年代は筆者が「頃日有書賈示僕新刻清主論訓、首載先生之序文」という文によって推断した。

(40) 『竹山国字牘』(松村文海堂、一九一一年)巻下、四―五頁。

(41) 同右、五頁。

(42) 同註(40)、五―六頁。

(43) 尾藤正英「正名論と名分論――南朝正統論の思想的性格をめぐって」(『近代日本の国家と思想』所収、三省堂、一九七九年)、頼祺一『近世後期朱子学派の研究』(溪水社、一九八六年)、梅沢秀夫「称謂と正名」(『日本近世史論叢』下巻所収、吉川弘文館、一九八四年)、辻本雅史「十八世紀後半期儒学の再検討――折衷学・正学派朱子学をめぐって」(『思想』七六六号、一九八八年四月)、高橋章則「近世後期史学史と『逸史』」(『日本思想史学』十九号、一九八七年)。

〔付録〕

ここでは、懐徳堂学派の『聖論廣訓』の本文に対する理解を示す参考資料として、国立国会図書館所蔵の中井履軒『聖論廣訓聞書』における十六条の解釈を抄出し、紹介する。原文には第七条・第九条に関する解釈はないようである。

1　敦ニ孝弟一以重ニ人倫一

孝行弟道ヲアツク手厚クシテ以テ人倫、人ノタグイノ五倫ノ道ヲヲモンジ大切ニスベキコトナリ

2　篤ニ宗族一以昭ニ雍睦一

宗族ハ宗ハ本家ナリ族ハ一族ノ親類ナリ雍睦ハ一族ヲヤハラゲムツマジクスルナリ、言ロハ宗族ノ一家一門ヲ手アツクシテ以テヤワラゲムツマジクスルコトヲハツキリト明カニセヨトナリ

3　和ニ郷党一以息ニ争訟一

郷党ノ一郷中ヲニツトリト和シヤハラゲテ以テ民ノアラソイ訟ヘ公事訴詔ヲヤムベシトナリ

4 重二農桑一以足二衣食一
農業ト桑ハヲトツテ、カイコウコウコトヲ重ンジ大切ニツトメテ以テ衣服食物ヲ足リフジウナキヨウニスベシトナリ

5 尚二節倹一以惜二財用一
ホドヨク倹約スルヲ、タツトンデ財宝ノ入用ヲヲシミテ始末ヲスルヨウニスベシトナリ

6 隆二学校一以端二士習一
学校ヲサカンニシテ以テ学士ノ習ヒナロウテスル風俗ヲタダシクセヨトナリ

7 黜二異端一以崇二正学一（欠）

8 講二法律一以儆二愚頑一
罪アル者ヲシヲキスル法律ヲ講シナロウテ以テ愚カニカタクナナル民ヲイマシムルトナリ

9 明二禮譲一以厚二教化一（欠）

10 務二本業一以定二民志一
根本ノ産業スギハイヲツトメテ以テ民ノ志ヲ定ムベシトナリ

11 訓二子弟一以禁二非為一
非為ハスマジキアシキコトナリ民ノ子弟タル者ヲ訓ヘテ非為ノスマジキアシキコトヲスルヲ禁ズルトナリ

12 息二誣告一以全二善良一
誣ムリヲシニ告ケウツタヘルコトヲイコヘヤメテ以テ善ノウブ良者ヲ全フスルトナリ

13 誡二匿逃一以免二株連一
匿逃ハ逃人ヲカクシカクマウナリ言ロハ逃レニゲサリシ者ヲ匿カクモウヲ、イマシメテ以テ其逃人ヲカクマイシ者ノ、カブヲ連ネテ隣家迄ヲツミスルコトヲ免シユルストナリ

14 完二銭糧一以省二催科一
民ノ銭ヤカテ米ヲマツタクシテ以テ上ミヨリイロイロノ物ヲ早ク出タセヨト催シサイソクスル科ヲ省キヘラスベシトナリ

15 聯二保甲一以弭二盗賊一
保ハ民ノ家百軒ヲクミトスルナリ甲ハ民ノ家十軒ヲクミトスルナリ保甲ノクミヲツラネテ以テ盗賊ヲヤメルナリ

16 解二讐忿一以重二身命一
人ヲアダシ忿リハラタツルヲ取リアツコウテ、トキホドキテ以テ身命ヲ重ンジ大切ニスベシトナリ

〔付記〕
本稿作成にあたっては、脇田修・大庭脩両先生のご指導を戴き、また、岸田知子氏のご教示も受けた。記して厚く御礼申し上げる。

（大阪大学大学院生）